

熱海市長  
様

消費者問題ネットワークしずおか  
代表 色川 卓男

### 消費者行政の充実に関する要望書

平成 21 年度から様々な施策において、交付金を活用してきたことと思います。しかし、交付金も来年度で終了します。その後は、各自治体の自己財源で消費者行政に取り組まなければなりません。交付金がない状況の中でも、消費者行政を衰退させることなく、消費者行政の推進に取り組んで頂くことを要望いたします。

また、消費者行政をより推進させるには、各地域で消費者行政の現状を把握し、客観的に見直す必要があると考えます。そこで、熱海市の効率的な消費者行政の充実に向けて、以下の点をご参考にしていただけたら幸いです。

#### 1. 相談員の増員・相談体制の充実を要望いたします。

平成 22 年度のデータですと、熱海市では、月曜日の 3 時間のみ専任相談員を配置していると伺っております。人口規模レベルが類似している御前崎市では、週 4 回で 1 日 7 時間、専任相談員を 1 人配置しています。どこの市民が他の地域と同様に等しく、一定レベルの消費生活相談を受けられる状況にすることが重要です。そのために、専門の相談員の増員と、相談受付体制の充実に取り組んでいただきたいと思っております。

#### 2. 消費生活講座の充実を要望いたします。

多くの消費者に消費者問題に対する関心を高めさせ、また、消費者力を高めるためには、まず、講座を充実させる必要があると考えます。現在、熱海市では、年間 3 回の講座しか開催しておらず、10 年前の平成 12 年度の講座回数と変化ありません。消費者の消費者問題に対する視野を広くさせるためにも消費生活講座の増加を要望いたします。

#### 3. 消費者団体の育成を要望いたします。

熱海市には消費者団体があると伺っておりますが、さらに次世代の団体の担い手の育成に力を注いでいただきますよう要望いたします。それに向けた具体的施策として、リーダー養成講座の開設や消費者団体向けの会議室あるいは活動場所の提供などをご検討いただきたく存じます。

そもそも行政が消費者団体の育成を担う理由は、消費者基本法にその根拠があります。消費者基本法第 26 条において、消費者団体の自主的な活動の促進が定められております。消費者保護基本法には類似した条文があるように、国の消費者行政体制が確立した当時から、消費者団体の育成は、消費者の自立支援の一つであり、行政の責務であるといえます。これを理解した上で、消費者団体の育成に取り組んでいただけたら幸いです。